

障福第2303号
障福第4724号
令和8年2月13日

障害児通所支援事業所 管理者様

石川県健康福祉部障害保健福祉課長
(公印省略)
金沢市福祉健康局障害福祉課長
(公印省略)

障害児通所支援事業所における自己評価結果の公表及び届出について

日頃より、障害保健福祉施策の推進にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定基準」という。）により、自己評価及び保護者評価を行うとともに、自己評価及び保護者評価並びに評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこと、また、指定保育所等訪問支援事業所については、指定基準により、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を行うとともに、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこととされたところです。

つきましては、自己評価結果等の公表内容及び公表方法について、下記のとおり届出をお願いいたします。

記

(1) 対象事業所

- ・児童発達支援事業所
- ・放課後等デイサービス事業所
- ・保育所等訪問支援事業所

(2) 届出書類

- ① 「自己評価結果等の公表に係る届出書」
- ② 公表方法が「その他」の場合、別添2「(別紙3)自己評価総括表」「(別紙4)保護者評価集計シート」「(別紙5)事業所用自己評価シート」(加えて保育所等訪問支援の場合、「(別紙6)訪問施設先評価集計シート」)

※公表方法が「インターネット」の場合、URLをご記載ください。

※なお、事業所で作成し使用している評価表等がある場合は、その評価表等を利用しても差し支えありません。

(3) 提出期限

令和8年3月6日（金）【必着】

(4) 回答方法

電子申請システム（以下URL）よりご回答ください。

金沢市内に所在する事業所

<https://ttzk.graffer.jp/city-kanazawa/smart-apply/apply-procedure-alias/hyoukaR7>
(金沢市障害福祉課)

金沢市外に所在する事業所

<https://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa/smart-apply/apply-procedure-alias/jikohyouka2025> (石川県障害保健福祉課)

(5) 留意事項

- ・減算の内容及び公表方法等については、別添をご参照ください。
- ・届出が期日までになされた場合であっても、公表内容や届出内容に不備等がある場合、減算対象になる可能性があります。

(事務担当)

石川県健康福祉部障害保健福祉課
自立支援グループ 嶋田

TEL:076-225-1428 FAX:076-225-1429

(事務担当)

金沢市福祉健康局障害福祉課
事業者管理係 喜多、辻

TEL:076-220-2018 FAX:076-232-0294